

議案第30号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号イ中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同号ウ中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

提案理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の公布に伴い、引用条文の項番号の整理が必要なため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要がある。

令和6年9月13日原案可 決